

公募型プロポーザル方式実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望される方は、必要な応募書類等を提出してください。

令和8年4月1日

瀬戸市長 川本雅之

1 業務等の概要

- (1) 業務名称 瀬戸市介護保険システム標準化対応業務委託
- (2) 業務内容 別紙「瀬戸市介護保険システム標準化対応業務委託仕様書」の
おり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年10月1日まで
※上記契約期間の終期は、最長の場合であり、業務完了が可能で
ある最短の終期を別途協議のうえ定めることとする。
- (4) 履行場所 瀬戸市内及び瀬戸市の指定する場所
- (5) 提案上限額 245,517,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認申請書提出期限において、令和8・9年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加資格者名簿に本案件の営業種目（大分類）03役務の提供等（中分類）08コンピュータサービス（小分類）01システム開発）の登録があること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けているこ

と。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) その他仕様書に定める資格要件を満たす者であること。

3 スケジュール

- (1) 公告日 4月1日（水）
- (2) 質疑提出期限 4月10日（金）
- (3) 質疑回答日 4月15日（水）
- (4) 参加資格確認申請書提出期限 4月24日（金）
- (5) 参加資格確認通知日 5月8日（金）
- (6) 提案書提出期限 5月15日（金）
- (7) 選定委員会開催日 5月20日（水）
- (8) 審査結果通知日 5月27日（水）（予定）
- (9) 契約締結日 6月8日（月）（予定）
- (10) 業務開始日 7月上旬（予定）

4 実施要領等の閲覧及び配布方法

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課介護保険料係
電話 0561-88-2621
メールアドレス koreisha@city.seto.lg.jp
- (2) 本プロポーザルに係る実施要領等の入手方法
瀬戸市ホームページからダウンロードすること。
記事名 「瀬戸市介護保険システム標準化対応業務委託公募型プロポーザル」
アドレス：
<https://www.city.seto.aichi.jp/docs/2026/03/05/00708042150/00708042150.html>

5 質疑及び回答

- (1) 提出期限
令和8年4月10日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所
瀬戸市役所高齢者福祉課（電話 0561-88-2621）

- (3) 提出方法
質問票（別紙１）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。
送付先：koreisha@city.seto.lg.jp
- (4) 回答期日
令和８年４月１５日（水）
- (5) 回答方法
瀬戸市ホームページに回答を掲載する。

6 参加資格確認申請

- (1) 提出期限
令和８年４月２４日（金）午後５時まで
- (2) 提出方法
参加資格確認申請書（第１号様式）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。
送付先：koreisha@city.seto.lg.jp
- (3) 参加資格確認通知日
令和８年５月８日（金）
- (4) 通知方法
申請者に対し、電子メールにより参加資格確認通知書（第２号様式）を送信する。

7 提案書等の作成及び提出

- (1) 提出期限
令和８年５月１５日（金）午後５時まで
- (2) 提出場所
〒４８９－８７０１ 愛知県瀬戸市追分町６４番地の１
瀬戸市役所高齢者福祉課介護保険料係
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。
提出期限までに、提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (4) 提出書類及び部数
「実施要領」による。

8 契約候補者の選定

(1) 選定方法

選定委員会において、提案者から提出された提案書及び提案者からのプレゼンテーションにより、「(2) 評価項目及び評価点数、評価基準」に基づき、提案の評価及び審査を行い、契約候補者を選定する。

(2) 評価項目及び評価点数、審査基準

「審査基準表」による。

(3) プレゼンテーション

開催日時は、令和8年5月20日（水）午前9時30分から午後5時までの間のいずれかの時間帯を予定しており、時間及び場所等の詳細については別途通知する。

実施時間は、提案者につき、プレゼンテーション45分以内、質疑応答15分程度とする。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知する。

ア 業務名称

イ 契約候補者

ウ 当該提案者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。

ア 業務等の名称

イ 業務内容及び契約期間

ウ 契約候補者の名称及び所在地

エ 提案者数及び審査結果

10 契約手続き

(1) 契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行う。

協議の結果、当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徴収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定する。

(2) 契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結する。

(3) 契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとする。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第3位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

瀬戸市役所高齢者福祉課 公告日から提案書提出期限まで

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第30条の規定による。

1.1 その他

(1) 提案書の提出及び見積並びに契約に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則等関係法令を遵守すること。

(2) 提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加資格確認申請書及び提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式8）により届け出ること。